

タイ国におけるウイルス性疾患は、その届出制度の不徹底であることから、その実態をつかむことは困難である。また実際表面化し、問題にされたウイルス性疾患についても、臨床的所見のみによる従来の報告はその大綱が推定されたとしても、既知あるいは未同定のいかなるウイルスが実際に、何時どこに、どの程度に侵しているかを確実に断言出来なかった。そこでタイ国におけるウイルス性疾患の実態をウイルス分離同定抗体上昇の確認の面から正確に掴み、またそれらワクチンの試作やタイ国における能力と設備のある研究機関や病院からの技術者（医師、獣医師、薬剤師）の実

習訓練を行ないタイ国におけるウイルス学の発展に寄与すべく1963年3月タイ国、日本の両政府の協定に基づきバンコクにウイルスセンターが設立され、その機能が始められた。勿論ウイルス研究調査に必要欠くべからざるマウス飼育その他の作業も始まった。現在、節足動物媒介ウイルス疾患、狂犬病、痘そう、腸内ウイルス疾患、呼吸器ウイルス疾患、その他のウイルス性疾患の診断や調査研究が行なわれ、またワクチンの研究など、実際面の問題が取り上げられているが、他方において核酸や、電子顕微鏡下におけるウイルスの形態、生態などの基礎的研究も行なわれている。

第3主題 性病

座長：伊藤 賀 祐（岐阜大）

性病予防対策

酒井 義昭（厚生省公衆衛生局）

我が国の性病患者は、届出の低下にかかわらず、性病、特に若年層における、早期顕症梅毒の増加に堪がみ、性病が、国民の健康な心身を侵し、その子孫にまで、害を及ぼすことを防止するため、今回、性病予防法の一部改正を行ない、次のようにその予防対策の徹底を期する。

1) 届出の合理化

届出は、性病の適切な予防対策を講ずるうえに、極めて重要な意義を有するものであるから、届出制度を合理化し、それを実情にあったものとし、届出を促進することにより、患者の実態把握に努め、蔓延状況を知る。

また医師の指示に従わない場合、治療の中断の場合、および多数の者に病毒を移すおそれのある感染源である場合は医師より、届出を受け行政庁として、施策を講ずる。

2) 婚姻時の血液検査の強化

梅毒の早期発見は、その予防および治療上、極めて重要であり、婚姻しようとする時は、勿論、成人式等あらゆる機会に、積極的に受診するよう努める。また妊娠時と共に、梅毒血清反応について検査を受けた時

は、その費用を公費負担し、進んで検査が受けられるようにする。

3) 健康診断の推進

届出のあった患者の疑いがある者、売淫常習容疑者および性病の蔓延時の健康診断を効果的に実施し、特に売淫常習容疑者に対する健康診断は政令により市長の権限として、より速やかに実施する。

4) 接触者調査

患者の予防治療対策は主治医にお願いし、法第七条により、届け出られた者について、重点的に接触者調査を行なう。

5) 予防思想の普及および治療対策

性病についての正しい知識の普及につとめ適正な治療方法を進め、治療の中断を防止し、さらに必要があれば、治療、入院等の命令をし、完全治療の徹底化をはかる。この場合、公費負担し、患者が受診し易いよう、措置を講ずる。

ラオスにおける性病について

徳 永 信 三（国立東京第二病院）

私は昭和34年12月より、35年4月に至る、3カ月間、コロンボプランによる海外医療援助の目的で医師3名、レ線技師1名、看護婦2名よりなる医療団の一員として、ラオスにおいて皮膚科医として現地人の診